１　徒手的授動術
イ　単独の場合　440点
ロ　パンピングを併用した場合　990点
ハ　関節腔洗浄療法を併用した場合　2,760点
２　顎関節鏡下授動術　12,090点
３　開放授動術　25,100点
Ｊ０８０－２　顎関節人工関節全置換術　59,260点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、行われる場合に限り算定する。
Ｊ０８１　顎関節円板整位術
１　顎関節鏡下円板整位術　22,100点
２　開放円板整位術　27,300点
Ｊ０８２　歯科インプラント摘出術（１個につき）
１　人工歯根タイプ　460点
２　ブレードタイプ　1,250点
３　骨膜下インプラント　1,700点
注　骨の開さくを行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。
Ｊ０８３　顎骨インプラント摘出術
１　２分の１顎未満の範囲のもの　2,040点
２　２分の１顎以上の範囲のもの　6,270点
Ｊ０８４　創傷処理
１　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル未満）　1,400点
２　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,880点
３　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）
イ　頭頸部のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。）　9,630点
ロ　その他のもの　3,090点
４　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル未満）　530点
５　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　950点
６　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,480点
注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。
２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。
３　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を所定点数に加算する。
Ｊ０８４－２　小児創傷処理（６歳未満）
１　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満）　1,400点
２　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　1,540点
３　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　2,860点
４　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　4,410点
５　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）　500点
６　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　560点
７　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,060点
８　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,950点
注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。
２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。
３　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回に限り100点を所定点数に加算する。
Ｊ０８５　デブリードマン
１　100平方センチメートル未満　1,620点
２　100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　4,820点
注１　当初の１回に限り算定する。
２　骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。
Ｊ０８６　上顎洞開窓術　1,300点
Ｊ０８６－２　内視鏡下上顎洞開窓術　3,600点
Ｊ０８７　上顎洞根治手術　9,180点
Ｊ０８７－２　上顎洞炎術後後出血止血法　6,660点
Ｊ０８８　リンパ節摘出術
１　長径３センチメートル未満　1,200点
２　長径３センチメートル以上　2,880点
Ｊ０８９　分層植皮術
１　25平方センチメートル未満　3,520点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　6,270点
３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,000点
４　200平方センチメートル以上　25,820点
Ｊ０８９－２　全層植皮術
１　25平方センチメートル未満　10,000点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　12,500点
３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　28,210点
４　200平方センチメートル以上　40,290点
注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。
Ｊ０９０　皮膚移植術（生体・培養）　6,110点
注１　生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。
２　生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
Ｊ０９０－２　皮膚移植術（死体）
１　200平方センチメートル未満　8,000点
２　200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　16,000点
３　500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満　32,000点
４　1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　80,000点
Ｊ０９１　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術
１　25平方センチメートル未満　5,180点
２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　13,720点
３　100平方センチメートル以上　22,310点
Ｊ０９２　動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術　41,120点
Ｊ０９３　遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　105,800点
Ｊ０９４　削除
Ｊ０９５　複合組織移植術　19,420点
Ｊ０９６　自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）　131,310点
Ｊ０９７　粘膜移植術
１　４平方センチメートル未満　6,510点